

(裏)

役員	理事 監事 の別	氏 名	親族等 の特殊 関係人の 有無	役員の資格等(該当に)					他の社会福 祉法人の理 事長への就 任状況	
				事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理者	事業 識見	財務 管理 識見	有 無	法人名
引き続き役員となる者										
新たに役員となる者										

(注意)

- 1 新たに就任する役員に係る場合は、知事の所轄する社会福祉法人に関する規則第5条第2項に規定する書類を添付すること。
- 2 理事長の就任の場合は、変更の登記後の登記事項証明書を添付すること。